

広島県告示第四百十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定によって、広島県立総合技術研究所農業技術センターの生産品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。
令和三年四月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者	委託した年月日 (委託期間)
住所	
名称	
公益社団法人東広島市シルバ 人材センター	令和三年四月一日 (令和三年四月一日) 令和四年三月三十一日
東広島市西条栄町九番一八号	